

財務省告示第四百五十八号

省令第三十号（第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）

平成十六年十月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	募集の価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百五回）	平成十六年度における財政運営	の公債の発行の特例等に	関する法律（平成十六年法律第二十二号）第二条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱い及び取得による発行	額面金額で千億円	九百九十九億六千万円	五万円
								振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。		
									平成十六年十月二十日		
									額面金額百円につき九十九円九		
									十六銭		
									年一パーセント		
									平成十七年四月二十日		
									と、次の算式により算出した		
									金額を支払う。ただし、支払期		

